別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第百十号の十三を次のように改める。

百十の十三　㈱―二―[(一―ベンジルピペリジン―四―イル)メチル]―五・六―ジメトキシインダン―一―オン（別名ドネペジル）又はその塩類の製剤であつて次に掲げるもの。

(1)　一個中㈱―二―[(一―ベンジルピペリジン―四―イル)メチル]―五・六―ジメトキシインダン―一―オンとして九・一二mg以下を含有するもの

(2)　㈱―二―[(一―ベンジルピペリジン―四―イル)メチル]―五・六―ジメトキシインダン―一―オンとして〇・四五六％以下を含有する細粒剤

(3)　㈱―二―[(一―ベンジルピペリジン―四―イル)メチル]―五・六―ジメトキシインダン―一―オンとして〇・九一二％以下を含有するシロップ剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第百二十七号の八を第百二十七号の十とし、第百二十七号の七を第百二十七号の九とし、第百二十七号の六を第百二十七号の八とし、第百二十七号の五を第百二十七号の六とし、同号の次に次の一号を加える。

百二十七の七　三―{(三R・四R)―四―メチル―三―[メチル（七H―ピロロ[二・三―d]ピリミジン―四―イル）アミノ]ピペリジン―一―イル}―三―オキソプロパンニトリル（別名トファシチニブ）、その塩類及びそれらの製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第百二十七号の四を第百二十七号の五とし、第百二十七号の三の次に次の一号を加える。

百二十七の四　{(二R・五R)―五―[(二S)―二―(三―メチル―三―{[二―(一―メチルエチル)―一・三―チアゾール―四―イル]メチル}ウレイド)―四―(モルホリン―四―イル)ブタンアミド]―一・六―ジフエニルヘキサン―二―イル}カルバミン酸一・三―チアゾール―五―イルメチル（別名コビシスタット）及びその製剤

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第百二十三号

町の境界の確定

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の二第一項の規定に基づき、鳥取県東伯郡琴浦町と西伯郡大山町との境界を次のとおり決定し、これが確定した旨、同条第五項の規定に基づき、鳥取県知事から届出があったので、同条第六項において準用する第九条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月二十五日　　総務大臣　新藤　義孝

海岸付近における東伯郡琴浦町と西伯郡大山町との境界については、別図のとおりＰ０点及びＰ１点を直線で結んだ線とするものであり、各点の位置については次のとおりとする。

Ｐ０　北緯三五度三一分一九秒四四六九一、東経一三三度三六分二九秒二九五三

Ｐ１　北緯三五度三一分一九秒九五七四六、東経一三三度三六分二九秒四三二九四

別図

